

INFORMATION

情報コーナー



ここでは、国や県などの情報をまとめてお知らせします。

消費者トラブル情報 点検を装う手口に注意

点検と言いつて訪問し、商品やサービスの契約を迫る点検商法の手口が増加しています。中には、水道局の委託を受けたなどと公的機関を語る業者も見られます。特定商取引法では、勧誘の際に、販売目的の訪問であることを明確に告げることが義務づけられています。業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った意思表示は取り消すことができます。不安な場合は、その場で契約せずに、複数の業者から見積もりを取ったり、家族に相談したりする等、十分検討してから契約してください。万一困ったら、早めに県消費生活総合センターか町の消費生活相談窓口にご相談してください。

▼問合せ 県消費生活総合センター

052・962・0999、
消費者ホットライン (局番なし)188

有期労働契約の新ルール

平成二十五年の労働契約法の改正により、有期労働契約に関する新たなルールが設けられました。有期労働契約とは、一年契約、六か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。有期労働契約が繰り返し更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)が設けられました。対象となるのは、平成二十五年四月一日以後に開始する有期労働契約です。

また、非正規雇用の労働者のキャリアアップなどを促進するため、助成金制度を設けています。詳しく

特定産業の最低賃金改正

くは、お問い合わせください。
▼「無期転換ルール」に関する問合せ 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 052・219・5509
▼「キャリアアップ助成金」に関する問合せ 愛知労働局あいち雇用助成室 052・688・5758

県内の特定の七業種に適用される特定最低賃金は、平成二十八年十二月十六日に改正されました。このため、既に十月一日に改正されている業種にかわりなく適用される「愛知県最低賃金」と合わせ、県内の最低賃金は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	
愛知県最低賃金	845円	
特定最低賃金	鉄鋼業	926円
	はん用機械器具製造業	896円
	精密機械器具製造業	856円
	電気機械器具製造業	867円
	輸送用機械器具製造業	904円
	各種商品小売業	847円
	自動車(新車)小売業	888円

▼問合せ 名古屋西労働基準監督署 052・481・9533
FAX 052・481・2068

「新年のごあいさつ」

愛知県西枇杷島警察署長

青山明彦



新年あけましておめでとうございます。皆様には、希望に満ちた清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察活動全般にわたってご協力をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

西枇杷島警察署では昨年、伊勢志摩サミットの開催に伴う警戒警備のため長期間にわたり相当数の署員を県内各地に派遣しましたが、それにも関わらず一昨年とほぼ同様の治安水準を維持することができました。

それは、市町をはじめ地域、事業所、関係団体の皆様の大きな力で警察活動を支えていただいたことによるものであり、心から感謝を申し上げます次第があります。

昨年は西枇杷島警察署にとって「皆様への感謝の一年」でありましたが、今年は「皆様の期待に応える一年」となるよう、署員一丸となって犯罪の抑止及び検挙、交通死亡事故の抑止、暴力団の壊滅などの各種警察活動に積極的に取り組んでまいります。

引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。